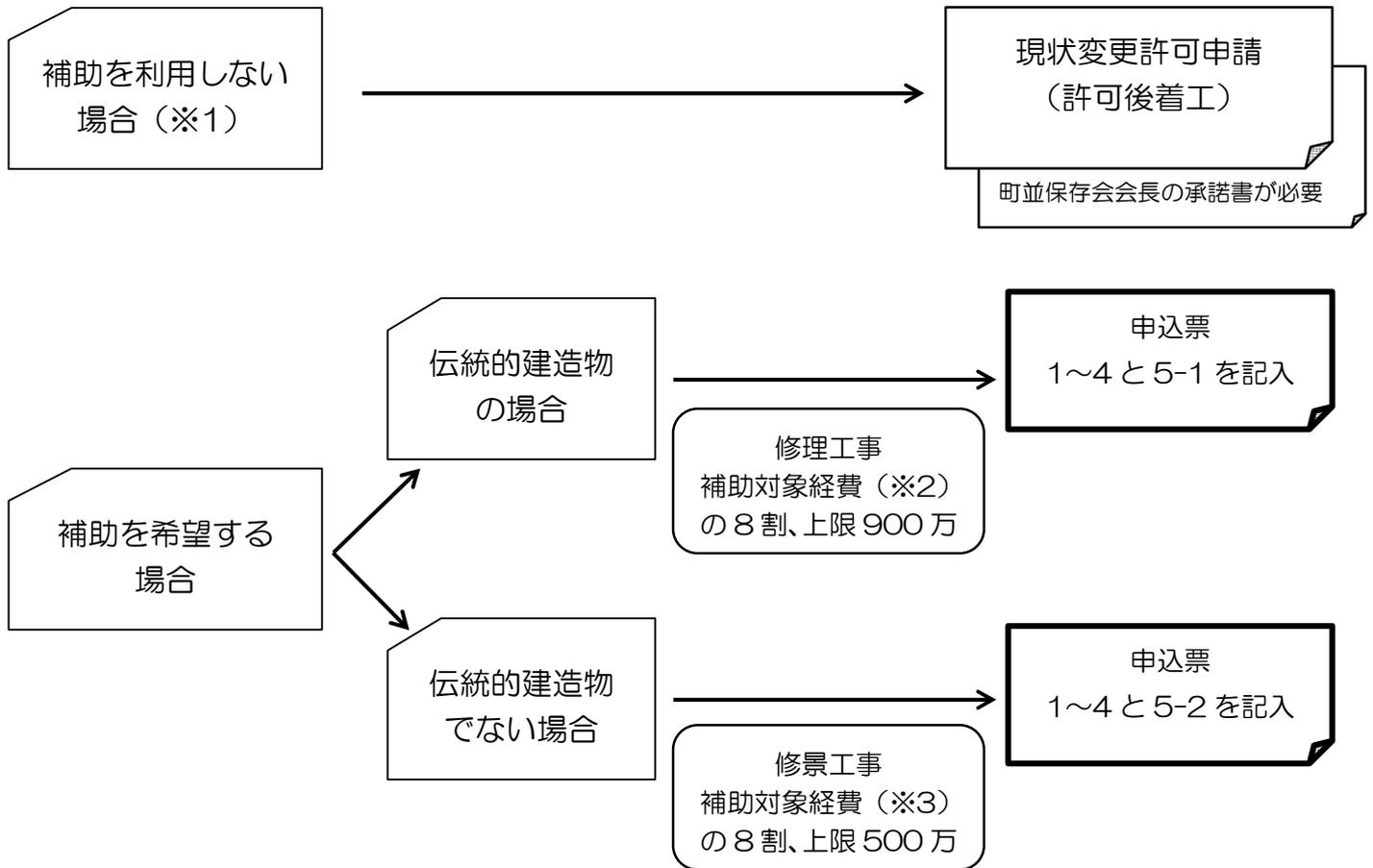


伝建地区内の修理修景工事希望調査について

伝建地区内の行為に関して、補助を希望される場合は別紙申込票に記入し、保存会長へ提出していただくようお願いいたします。



★看板、耐震診断と耐震補強の補助についても希望があれば記入ください★
(都市整備課の補助があります。ただし文化財課へ現状変更の届出必要。)

- ※1 伝建地区内で下記の行為を行う場合は届出が必要です。
 - (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
 - (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
 - (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
 - (4) 木竹の伐採 (5) 土石類の採取 (6) 水面の埋立
- ※2 現状維持か復元工事で、補助対象は通常望見できる部分と構造耐力上必要な部分です。
構造耐力上必要な部分とは、基礎、壁（内面の仕上げを除く）、柱、小屋組（仕上げを含む）、屋根、土台、斜材、床組（根太を含む）、横架材です。
- ※3 町並の特性を維持するための正面外観及び通常望見される側面、背面、屋根が補助対象です。

補助事業の際の注意点

1. 修景工事は別紙保存計画の基準に従って行う必要があります。
2. 設計士に設計監理を行わせる必要があります。その経費も補助対象となります。
3. 国の補助のため、事業実施まで1年以上かかる場合があります。
4. 補助を受けた物件は良好に維持する義務があります。